

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高等学校等奨学のための給付金支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県教育委員会は、高等学校等奨学のための給付金支給事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県教育委員会

公表日

令和7年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等奨学のための給付金支給事務
②事務の概要	「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)」及び「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)」に基づき実施する次の事務 家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯等を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、申請者からの扶養誓約書により、扶養している子どもの数(15歳(中学生を除く)以上23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。
③システムの名称	県立高等学校授業料徴収システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム、管理台帳

2. 特定個人情報ファイル名

生徒情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号)第2条第1項別表第12の項4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表第8項、第9項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号)第2条第1項別表第12の項4号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項、170の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	教育庁高校教育課
②所属長の役職名	高校教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	教育庁高校教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5288
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁高校教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5288
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価書名	奨学のための給付金支給事務 基礎項目評価書	高等学校等奨学のための給付金支給事務 基礎項目評価書	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	鹿児島県教育委員会は、奨学のための給付金支給事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	鹿児島県教育委員会は、高等学校等奨学のための給付金支給事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	奨学のための給付金支給事務	高等学校等奨学のための給付金支給事務	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は市町村民税所得割が非課税世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの誓約書及び住民票等により、扶養している子どもの数(15歳以上(中学生を除く)23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は市町村民税所得割額が非課税である世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの扶養誓約書及び住民票等により、扶養している子どもの数(15歳(中学生を除く)以上23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	県立高等学校授業料徴収システム	県立高等学校授業料徴収システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 別表第1 2の項2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第6項	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号(改正番号法第19条第8号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－①部署	鹿児島県教育庁高校教育課	教育庁高校教育課	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	高校教育課長 月野 功	高校教育課長 前田 光久	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－請求先	鹿児島県教育庁高校教育課	教育庁高校教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5288	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ－連絡先	鹿児島県教育庁高校教育課(099-286-5288)	教育庁高校教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5288	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成26年7月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年5月25日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年7月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年8月9日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 別表第1 2の項2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第6項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第6項	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月9日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号（改正番号法第19条第8号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年県条例第55号）第2条第1項 別表第1 2の項2号	事後	軽微な修正
平成29年5月22日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	実施する	未定	事前	番号利用時期及びシステム改修時期が未定となったため。
平成29年5月22日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年県条例第55号）第2条第1項 別表第1 2の項2号		事前	番号利用時期及びシステム改修時期が未定となったため。
平成29年5月22日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成29年5月22日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年5月11日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施する	事前	番号利用時期及びシステム改修時期が平成31年度予定のため。
平成30年5月11日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた	事前	番号利用時期及びシステム改修時期が平成31年度予定のため。
平成30年5月11日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年5月11日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年8月10日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	県立高等学校授業料徴収システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	県立高等学校授業料徴収システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム	事前	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年8月10日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	高校教育課長 前田 光久	高校教育課長	事前	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年8月30日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	県立高等学校授業料徴収システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム	県立高等学校授業料徴収システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム、管理台帳	事前	マイナンバーと紐付けたファイルの保管方法の追加に係る修正
令和1年6月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言－特記事項		令和2年7月からのマイナンバー利用を予定していることから、IV リスク対策については、今後検討予定。	事前	評価書の新規項目追加による修正
令和1年6月27日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等が生活保護受給世帯又は市町村民税所得割額が非課税である世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの扶養誓約書及び住民票等により、扶養している子どもの数（15歳（中学生を除く）以上23歳未満が対象）を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等が生活保護受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの扶養誓約書及び住民票等により、扶養している子どもの数（15歳（中学生を除く）以上23歳未満が対象）を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	事前	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月27日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月27日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加（様式の改正による）	事前	様式の改正に係る修正
令和2年6月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言－特記事項	令和2年7月からのマイナンバー利用を予定していることから、IV リスク対策については、今後検討予定。		事後	再実施に係る修正（軽微な修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月25日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項2号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項2号	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	課題が残されている	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－3. 特定個人情報の使用－目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－3. 特定個人情報の使用－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続－不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－7. 特定個人情報の保管・消去－特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年6月25日	IV リスク対策－9. 従業者に対する教育・啓発－従業者に対する教育・啓発	課題が残されている	十分に行っている	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年12月28日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの扶養誓約書及び住民票等により、扶養している子どもの数(15歳(中学生を除く)以上23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの扶養誓約書により、扶養している子どもの数(15歳(中学生を除く)以上23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年12月28日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第11項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項2号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項4号	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年12月28日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年12月13日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年12月13日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年12月13日	IV リスク対策－8. 監査－実施の有無	自己点検	自己点検, 内部監査	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年1月6日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、健康保険証や申請者からの扶養誓約書により、扶養している子どもの数(15歳(中学生を除く)以上23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。 奨学のための給付金は、高校生等がいる生活保護受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯等を支給対象としていることから、保護者等の生活保護受給の有無及び課税証明書等で該当するかどうかを判断し、申請者からの扶養誓約書により、扶養している子どもの数(15歳(中学生を除く)以上23歳未満が対象)を確認した上で、支給可否及び支給額の決定を行う。	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)
令和7年1月6日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第11項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第10項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年1月6日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年1月6日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年2月6日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	－	「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)」及び「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)」に基づき実施する次の事務	事後	準法定事務への移行に伴う法令上の根拠の修正
令和7年2月6日	3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成27年県規則第43号)第3条第10項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表 第8項, 第9項	事後	準法定事務への移行に伴う法令上の根拠の修正
令和7年2月6日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第55号) 第2条第1項 別表第1 2の項4号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項, 170の項	事後	準法定事務への移行に伴う法令上の根拠の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月6日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	－	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和7年2月6日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	項目追加(様式の改正による)	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
	Ⅱ しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)